

東京都中学校体育大会監督・引率細則

本細則が適用されるのは、学校事情により、日常指導している顧問が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に校長・教員以外の監督・引率を認めるものではない。

- (1) 校長・教員以外の引率を認める個人種目は、次の13種目である。
 - ① 陸上競技 ② 体操 ③ ソフトテニス ④ 卓球
 - ⑤ 柔道 ⑥ 剣道 ⑦ バドミントン ⑧ 水泳 ⑨ 相撲
 - ⑩ 新体操 ⑪ スキー ⑫ スケート ⑬ テニス

※ 陸上競技・水泳競技のリレーは、個人種目として取り扱わない。
※ 団体戦は、個人種目として取り扱わない。
- (2) 校長・教員以外の引率者には、監督の資格を認めない。

この際の監督は、支部の当該競技専門委員または都中学校体育連盟当該競技専門部役員等とし、校長が、その旨を依頼した者。
(校長が依頼書を3部事務局に提出する。)

この場合の監督の任務は会場における監督者会議への代理出席とその内容の伝達及び抗議に関わること(大会出場中の安全管理も含む)のみとする。
- (3) 引率者は、次の中から校長が認めた者とする。
 - ① 当該校の学校職員
 - ② 当該校の部活動を指導している外部指導者
 - ③ 当該生徒の保護者

※ 個人種目に該当するソフトテニス・卓球・バドミントン・テニス等のダブルスの場合は、2名の生徒に1名の引率者(保護者)が付くことで良いこととする。
- (4) 大会に出場するための責任は学校にある。したがって、その手続き(大会参加に、必要な書類の記入および提出、引率者・生徒への指導等)は校長が行う。
- (5) 引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合、退場を命じ生徒は失格となることもある。
- (6) 引率上の留意点・大会会場における留意点
 - ① 引率上の留意点等
 - 引率時は、公の交通機関を利用する。
 - 引率上の責任は引率者にあるので、引率者・生徒共に任意の傷害保険等に加入する。加入手続は保護者が行い、費用についても保護者負担とする。
 - 引率に係る費用は、保護者が負担する。
 - 生徒の服装・持ち物等については、各学校のきまりに従う。
 - 大会結果と帰校報告を当日中に顧問等各学校から指示された者に行う。
 - 宿泊する場合は、学校(大会本部)より指示された宿舎とする。
 - その他、引率に必要な事項を指導する。
 - ② 大会会場における留意点等
 - 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
 - 各競技会場の使用上のきまりに従う。
 - 打合せ会等に出席し、大会運営に協力する。
 - ゴミ等は持ち帰りを原則とするが、会場使用規定に従う。
 - 抗議および問い合わせは、校長が依頼した監督に連絡を取る。
- (7) その他
 - ① 全国中学校体育大会の出場規定では、次の11種目について外部指導者の引率を認めている。但し、監督の資格は認めていない。
 - ① 陸上競技 ② 体操・新体操 ③ 卓球 ④ 柔道 ⑤ 剣道 ⑥ 水泳
 - ⑦ バドミントン ⑧ 相撲 ⑨ ソフトテニス ⑩ スキー
 - ⑪ スケート・アイスホッケー(但し、スケートのみ)
 - ② 関東中学校体育連盟が主催する大会においては、上記のテニス、スキー、スケートを除き、保護者引率で参加できる。
 - ③ 引率上の細目については、各競技専門部において別に定める。

※ 当該の各競技専門部においては、出場許可証に引率者が校長・教員以外の場合、①学校職員②外部指導者③保護者のいずれかであることを明記できる欄を設け確認できるようにする。